

岡崎市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）及び岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号。以下「条例」という。）に基づく管理計画の認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び条例に定めるところによる。

(認定申請)

第3条 法第5条の3第1項の規定（法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む。）による認定の申請（以下「認定申請」という。）をする場合における省令第1条の2第1項の規定に基づき市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が発行する事前確認適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合は、その適合証
- (2) 認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書（様式第1号）
- (3) 建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類
- (4) 昭和56年5月31日以前に着工したマンションにおいては、耐震診断の結果を記載した書類の写し又はこれに代わる書類
- (5) 前号における耐震診断の結果、耐震性が不足している場合は、耐震改修や建替え等について、管理組合で検討していることが確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 省令第1条の2第2項の規定に基づき市長が不要と認める書類は、同条第1項第1号から第9号までに掲げる書類とする。ただし、前項第1号に掲げる書類を添付しない場合は、この限りではない。

(申請の取下げ)

第4条 認定申請をした者又は法第5条の7第1項の規定による管理計画の変

更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、マンション管理計画の認定申請取下げ届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第5条 市長は、認定申請又は変更認定申請に係る管理計画が認定基準に適合しないと認めたときは、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更）

第6条 認定管理者等は、省令第1条の9の規定による軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第7条 市長は、法第5条の8の規定による管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求めるときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告依頼書（様式第5号）により行うものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定する報告を求められたときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第8条 市長は、法第5条の9の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

（管理の取りやめ）

第9条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号の規定により認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式第8号）に、認定通知書（省令第1条の6に規定する別記様式第1号の2による通知書及び省令第1条の8に規定する別記様式第1号の4をいう。）、認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更認定申請による認定を受けた場合においては、変更認定通知書（省令第1条の11に規定する別記様式第1号の6による通知書をいう。）、変更認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類も併

せて提出するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第5条の10第2項による認定の取消しを通知するときは、認定管理計画の認定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

(認定に係る公表)

第11条 市長は、認定申請をしようとするものが認定を受けた際の公表に同意したときは、センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称、所在地及び認定コード等を公表することができる。

(条例において市長が定める場合)

第12条 条例別表第1(85)の6項において、法第5条の4各号（第4号にあっては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合とは、認定申請書に適合証が添付されている場合をいう。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。